平成２７年（フ）第８１３号
東京都西東京市富士町１丁目12番１号エステート関道201号
債務者　澤田　　實
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月17日午前11時
　　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１２１４号
横浜市港北区綱島東４丁目９番30号　センチュリーハイツ205
債務者　市毛富美枝
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月18日午後４時
　　横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１４４７号
横浜市金沢区富岡西７丁目６番24号　京浜グリーンハイツ106
債務者　清水　光晴
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月18日午後４時
　　横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１７１５号
横浜市栄区飯島町167番地４　ハイツ飯島202号
債務者　飯島　和以
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月18日午後４時
　　横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４７６号
静岡市駿河区用宗４丁目３番20―402号
債務者　松浦　尚代
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月18日午前10時30分
　　静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４９０号
静岡市葵区北３丁目14番110号
債務者　杉山　澄子
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月18日午前11時
　　静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５１０号
静岡市葵区東千代田２丁目24番10―408号
債務者　花村　米子
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月18日午前10時30分
　　静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５１１号
静岡市葵区東千代田２丁目24番10―408号
債務者　花村　和江
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月18日午前10時30分
　　静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５３５号
静岡市駿河区下川原５丁目21番５号
債務者　坂下三津子
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月21日午前11時45分
　　静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７４８７号
東京都江戸川区上篠崎４丁目25―３―202
債務者　鎌田　未希
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月24日午後４時
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７５３６号
東京都足立区西新井本町４丁目10―25
債務者　山尾えみ子
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月24日午後４時
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１２２０号
横浜市緑区十日市場町874番地23　アトリオヴェルデ301号
債務者　佐藤　美奈（旧姓前田）
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月25日午後４時
　　横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１７５１号
横浜市金沢区富岡東１丁目14番17号　１Ｆ右
債務者　栗栖　文枝（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月25日午後４時
　　横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４４５号
静岡県浜松市東区大蒲町105番地の４　ハイツカミムラ102号、前住所静岡県浜松市中区曳馬１丁目19番14号
債務者　野表　　隆
1　決定年月日時　平成27年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月15日午前10時30分
　　静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第１９０号
静岡市葵区長沼２丁目３番22―605号
破産者　桑田　光三
1　決定年月日　平成27年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
　　静岡地方裁判所民事第２部